

大蔵委員会議録 第十四号

昭和三十七年二月二十三日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 嶋田 宗一君 理事 細田 義安君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 有馬 輝武君 理事 堀 昌雄君

足立 徳郎君 宇都宮 徳馬君

金子 一平君 久保田 藤麿君

蔵内 修治君 首藤 新八君

正示 啓次郎君 高見 三郎君

津雲 國利君 永田 亮一君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

坊 秀男君 吉田 重延君

岡 良一君 久保田 鶴松君

佐藤 觀次郎君 田原 春次君

芳賀 貢君 広瀬 秀吉君

藤原 豊次郎君 武藤 山治君

横山 利秋君

出席國務大臣 水田三喜男君

出席政府委員

総理府技官 前田 陽吉君

(科学技術庁振興局長)

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 谷村 裕君

(主計局長)

大蔵事務官 福田 久男君

(大蔵官房日本専売公社監理官)

委員外の出席者

外務事務官 中山 賀博君

(経済局長)

外務事務官 橋我 七藏君
(移住局外務参事官)

大蔵事務官 平井 迪郎君
(主計局給与課長)

大蔵事務官 田代 一正君
(主計局主計官)

日本専売公社総裁 阪田 泰二君
職員 光三君

二月二十二日
委員吉田重延君辞任につき、その補
欠として濱田正信君が議長の指名で
委員に選任された。

同日
委員濱田正信君辞任につき、その補
欠として吉田重延君が議長の指名で
委員に選任された。

同日
委員宇都宮徳馬君辞任につき、その
補欠として首藤新八君が議長の指名
で委員に選任された。

同日
委員首藤新八君辞任につき、その補
欠として宇都宮徳馬君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

い、脳専売法を廃止する法律案
(内閣提出第六五号)

国家公務員等の旅費に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第
六八号)

地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づき、税関支署及び財務部出
張所の設置に関し承認を求めるの件
(内閣提出、承認第一号)

金融に関する件
外国為替に関する件

○小川委員長 これより会議を開きま
す。

し、脳専売法を廃止する法律案を
議題といたします。質疑の通告があり
ます。これを許します。首藤新八君。

○首藤委員 私に与えられた時間が十
分間ですから、ごく簡略に大臣にお尋
ねいたします。

し、脳専売制度は、御承知の通
り六十一年の歴史を持つておるのであり
ます。この制度を今回廃止する、これ
はいろいろな事情はあろうかと思いま
す。私はその事情について、あれこ
れ申し上げようとは思いませんが、と
にかく六十一年の間専売制度によつて、
再製業者あるいは流通業者はそれぞれ
の責任を果たしてきた、ところが今回
それを廃止するにあたりまして、ただ
廃止という通告だけで、あとは何らの
処置をしない、これは一体どうか。聞
くところによりますと、その間山元
生産者に対しては、合理化あるいは転
廃業の基金として五億六千万円の助成
金が支払われるというところであります
が、一方の責任を分担しておるところ
の再製業者あるいは流通業者に対して
は、何らの対策を講じてない。率直に
言へば、お前らは勝手にやれと野放し
にしておる。これでいいかどうか、一
体大蔵省はどういう考え方を持ってお

るのか、この点についてお尋ねしたい
と思ひます。

○水田國務大臣 その点につきまして
は、過般通産省の方からいろいろな御
要望に接しておりますし、私どもとし
ましては、通産省に対して、それらの
対策については、金融のあつせん努力と
いうことについては異議がないという
返事をいたしてございますが、実際に
この法が施行されて、そういう買取り
機関が発足するといふまでにはまだ
相当ひまがある問題でございます。融
資の問題については御趣旨に沿うよう
にしたいと思ひます。

○首藤委員 融資の面その他につい
て、非公式には監理官から業者にお話
があるらしいのであります。しかしあ
くまでもそれは非公式であつて、正式
に、具体的にどういふ方法をとりうと
しておるのか、こういう点の御答弁を
願ひたい。

もう一つは、金融だけではこの業界
は成り立たない。これは膨大な倉庫を
持つておるのであります。この六十
年の専売制度によつて厳格な監督を受
けた業者でありますから、特に社内
の留であるとかあるいは積立金である
とかいふような余裕が、この業界は全
然ないのであります。そこで、ここで専
売法を撤廃されて野放しにされると
いふことになりましたら、——し、
脳全体を不要なものだとして廃止す
るが、やはりし、脳といふものは必

要である。特に輸出の面において、ほ
んど輸出に向けられておる現状から
考えて、やはり育成しなければなら
ないと思ひます。その育成の上
において、金融の問題あるいは倉庫の
問題等とからんでくるわけでありま
す。業者が安心するような説明をして
もらひたい。

○谷川政府委員 お答え申し上げま
す。先ほど大蔵大臣からお答え申し上
げた通りでございますが、さらに詳細
に御説明申し上げたいと思ひます。

し、脳の利用加工業界の方々とは、
私、昨年の八月以来十数回にわた
りましてお目にかかり、また樟樹協
会の会長でいらつしやいます濱田先生に
も、内々いろいろ御相談をいたしまし
て、いろいろ御尽力いただいたわけ
でございますが、最近利用加工業界の
大きな会社の社長さん方もお見えにな
りまして、大蔵省の努力されていること
は十分よくわかつたということが、大
まかな経過の推移でございますが、具
体的に申し上げますと、現在の専売制
度のもとにおきまして、利用加工業界
は、直接専売公社の法律的な規制のも
とにあるわけではないというところが生
産者の立場と根本的に違つてござい
ます。しかし、法律的にはそつとござ
いまして、六十年来続いて参りました
し、脳の利用加工業界が影響を受
けることは当然でございますので、経
過的にも、それから将来にわたります

ても、利用加工業界が十分立っていくような配慮を、私どもは真剣に講じておるわけでございます。

その第一は、日本専売公社がしようの買取り、販売をやる場合におきまして、しよる集荷機構が必要になるわけでございますが、その集荷機構の設立につきまして、利用加工業界を中心にしたしまして熱心に検討が続けられておりますが、それらの方々の御要望は、その集荷機構ができた場合の資本金につきましては心配要らないけれども、運転資金につきましては、何とか金融のあつせん措置を講じてほしいということでございます。それに對しまして、大蔵省内部でいろいろ検討を加え、さらに中小企業庁長官にお目にかかりいろいろ御相談申し上げ、また直接の担当部局であります通産省の軽工業局長とも十分打ち合わせを遂げまして、將來をどう集荷機構ができた場合には、できる限り関係官庁といたしまして努力をするということになっております。問題は、集荷機構の形式の問題でございますが、当初は会社組織にしたいという業界の御要望でございましたけれども、公正取引委員会等と相談をいたしますと、独占禁止法の関係で、むしろ協同組合組織にした方がよろしいということでございます。また、協同組合組織にした場合のあり方、それからどういふ金融機関から金融をしたらいかといういろいろなことを寄り寄り相談しております。

脳の倉庫その他の施設を、できるだけ御要望に沿うような形式方法で売り払いをするということになっております。これらの点につきまして、十分業界の方に御説明をして今日に至っておりますのでございます。

○首藤委員 大体了解できますが、少なくとも運転資金は、専売制度がしかれておつた今日までは、専売局は、ピークのとときにはおおよそ八億圓くらいの資金が用意されておつたくらいであります。今度は数量が減りますから、おそらくそんな金額は不要と思ひますが、それにしても四億圓ないし五億圓は、運転資金として準備する必要があるのであります。大蔵省が中小企業庁あるいは通産省に折衝する際において、具体的にどういふ金額を示されておるかどうか、この点が一点。

それからもう一つは施設の問題であります。当面の間はこれらを利用させるという了解ができておると考えますが、將來これを払い下げるとか、あるいは、これを応じて払い下げることが可能であるかどうかという点も伺っておきたい。

○水田国務大臣 その金額の点も示していろいろ研究しております。協同組合として組織するという方向に行きますならば、金融機関は商工中金、そつういふようなことにするのが適当じゃないか、そつういふ線を考えていると思つております。

それから倉庫の払い下げの問題は、これは専売公社総裁の権限でございます。私の方は極力今の線に沿うようにお話をして、努力いたすつもりでございます。

でございますが、大体公正な価格でできれば、そつういふような御要望に沿えるのじゃないかと思つております。

○首藤委員 今の施設の問題で念を押しておきたいと思ひますのは、あるいは第三者から業者の供する値段よりも相当高い値段で払い下げを申請しないとも限らないと思ひます。そつうすると、これによつて営業しております業者にとりましては、まことに致命的な打撃を受けることは申すまでもないこととあります。そつういふこともよく考慮されて、そつうして他の方には払い下げをしない、払い下げをする場合には業者が払い下げをするということをはつきりと専売公社の方で善処していただくということを、私は特別にお願いいたしておきたいと思ひます。

○小川委員長 金融及び外国為替に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。

田原春次君。

○田原委員 御承知のように、北鮮との貿易については、長い間その必要性を双方で認めておつたにもかかわらず、日本の政府側の弱腰のために今まで延びておつた。昨年の四月一日以来朝鮮側との貿易が始まつております。過去一年間の実績を見ますと、総計約五百萬ポンド、輸出が三十五億圓見当、輸入が十五億圓見当になっておりますが、支払い等に関する決済が非常に不便な状態にありますので、この点について主として大蔵大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

それは、直接支払い、個別契約等ができませんまになつておりますので、御承知のように品物は日本の船で清津なり、興南なり、あるいは釜南浦へ送り、二晩くらいで着くわけです。それから今度輸入する物資を積もうとしましても、L.C.が到着してない、だんだん調べてみると、フランスに対して日本は一応支払いをし、フランスの銀行から朝鮮の銀行に通知をするということ、少なくとも二週間かかるということとあります。従つて、から船で帰ってくるということ、またあらためて引き取りに行かなければならぬといふいろいろな不便が残されておるわけですから、当然これに伴う決済方法についても、もう少し実情に即したようにやるべきものであると思ひますが、どうして今日大蔵省は逡巡しておるか、それをまずお伺ひしておきたい。

○水田国務大臣 御承知のように、昨年直接貿易をすることについてもなかなかいろいろな事情でむずかしい問題がございまして、関係各省相談の上、そこまでの踏み切りをいたしました。この決済についての問題も、そこまですべて以上はいろいろな緩和策を講ずべきであるという点もございまして、関係省内ですつと慎重に検討しておりますが、まだ関係当局内の意見が一致しないという段階でございまして、一致しないというのには、アメリカの御意向をじつと心配しているのじゃないでしょうか。そのほかに特に一年もかけて結論に到達しないような決済方法の不一致はあり得ないと思ひますが、一体どこに踏み切れない点があるのか、たとえば日韓協議があるから云々と言いますけれども、すでに二つの国がある

ので、それから、また貿易に踏み切つた以上は決済のことを伴わないということはおかしい。日韓協議と関係なしに朝鮮貿易のすみやかな手続上の簡素化、当然支払いすべきL.C.の発行等、もつと簡素にやつていふと思ひます。その延びておる理由はどこにあるのですか、これを明らかにしてもらいたい。

○水田国務大臣 聞くところによりますと、関係省の間でも諸般の情勢によりということだそつうでありまして、なかなか微妙な問題もございまして、まだ踏み切りをつけるというところまで意見が一致しておりませんが、いづれにしろ、これは重要なこととございまして、十分慎重に検討したいと思つております。

○田原委員 次は人事往來の件でございますが、昨年一年間の経験で見ますと、たとえば放送局の設置について、NHK型のいろいろな放送施設の購入を申し込んできておるし、日本の業者はそれをメーカーに向つて作つておる。ところがそれを動かす技術屋を連れてきて、日本から積み出す前に練習なり修理等必要な知識、技術を授けなければならぬのは当然のことです。これはひとり朝鮮だからというのじゃない、インドやその他に重要なプラントの輸出契約をした場合に、向こうから技術者が来て、製造工程から見る者もあるし、それからでき上がった機械類を十分オペレートする、練習をしてそれから船機を持つて帰るといふのが普通なんです。たとえばプラジルにわたつてプラジルの船舶技術が日本に滞在しておりまして、十分のみ込んで帰つた例も数年前にある。ところが

の、上は決済のことを伴わないということはおかしい。日韓協議と関係なしに朝鮮貿易のすみやかな手続上の簡素化、当然支払いすべきL.C.の発行等、もつと簡素にやつていふと思ひます。その延びておる理由はどこにあるのですか、これを明らかにしてもらいたい。

○水田国務大臣 聞くところによりますと、関係省の間でも諸般の情勢によりということだそつうでありまして、なかなか微妙な問題もございまして、まだ踏み切りをつけるというところまで意見が一致しておりませんが、いづれにしろ、これは重要なこととございまして、十分慎重に検討したいと思つております。

○田原委員 次は人事往來の件でございますが、昨年一年間の経験で見ますと、たとえば放送局の設置について、NHK型のいろいろな放送施設の購入を申し込んできておるし、日本の業者はそれをメーカーに向つて作つておる。ところがそれを動かす技術屋を連れてきて、日本から積み出す前に練習なり修理等必要な知識、技術を授けなければならぬのは当然のことです。これはひとり朝鮮だからというのじゃない、インドやその他に重要なプラントの輸出契約をした場合に、向こうから技術者が来て、製造工程から見る者もあるし、それからでき上がった機械類を十分オペレートする、練習をしてそれから船機を持つて帰るといふのが普通なんです。たとえばプラジルにわたつてプラジルの船舶技術が日本に滞在しておりまして、十分のみ込んで帰つた例も数年前にある。ところが

の、上は決済のことを伴わないということはおかしい。日韓協議と関係なしに朝鮮貿易のすみやかな手続上の簡素化、当然支払いすべきL.C.の発行等、もつと簡素にやつていふと思ひます。その延びておる理由はどこにあるのですか、これを明らかにしてもらいたい。

○水田国務大臣 聞くところによりますと、関係省の間でも諸般の情勢によりということだそつうでありまして、なかなか微妙な問題もございまして、まだ踏み切りをつけるというところまで意見が一致しておりませんが、いづれにしろ、これは重要なこととございまして、十分慎重に検討したいと思つております。

○田原委員 次は人事往來の件でございますが、昨年一年間の経験で見ますと、たとえば放送局の設置について、NHK型のいろいろな放送施設の購入を申し込んできておるし、日本の業者はそれをメーカーに向つて作つておる。ところがそれを動かす技術屋を連れてきて、日本から積み出す前に練習なり修理等必要な知識、技術を授けなければならぬのは当然のことです。これはひとり朝鮮だからというのじゃない、インドやその他に重要なプラントの輸出契約をした場合に、向こうから技術者が来て、製造工程から見る者もあるし、それからでき上がった機械類を十分オペレートする、練習をしてそれから船機を持つて帰るといふのが普通なんです。たとえばプラジルにわたつてプラジルの船舶技術が日本に滞在しておりまして、十分のみ込んで帰つた例も数年前にある。ところが

の、上は決済のことを伴わないということはおかしい。日韓協議と関係なしに朝鮮貿易のすみやかな手続上の簡素化、当然支払いすべきL.C.の発行等、もつと簡素にやつていふと思ひます。その延びておる理由はどこにあるのですか、これを明らかにしてもらいたい。

○水田国務大臣 聞くところによりますと、関係省の間でも諸般の情勢によりということだそつうでありまして、なかなか微妙な問題もございまして、まだ踏み切りをつけるというところまで意見が一致しておりませんが、いづれにしろ、これは重要なこととございまして、十分慎重に検討したいと思つております。

朝鮮に關しては注文はききおろし、
メーカーに注文をして支払ひをしてい
るが、また倉庫に入れたままで、第一そ
れを扱う朝鮮側の技術者の入国を認め
ていない、こういふはかげたことが貿
易上一体あり得ることか。これは外務
省にも聞いておきたいと思ふのです。

諸般の事情、諸般の事情と言ひけれど
も、何かアメリカあたりから生まれ
て、品物は売つたけれども引き取りの
技術者を呼ぶのに朝鮮側の入国は困る
といつたやうな、一般論からきてい
るの弱さじゃないかと思ふ。何ゆゑに
朝鮮側の機械引取人を入国させること
を拒否しておるか。そんならそれで機
械を売らなければいい。機械は売つた
が、それをオペレーターする者を入れる
ことを断るといふことは、私どもに
は了解できない。外務省の見解もあわ
せてお伺ひしたい。

○中山説明員 お答えいたします。
今、田原先生が御指摘になつた具体的
なケースについては、われわれもよく
存じております。また政府部内にお
きましては、何れも会議をいたしました
で、このことは議しておりました。そ
して、いまだにその結論に到達をして
ない、特にはアメリカからいろいろ指令
があつたといふことは私承知してござ
せんけれども、またそういうことはな
いものと思ひますが、ただむしろ、い
ろいろ諸般の外交的な事情、ことに日
韓關係等を顧慮いたしまして、韓国等
の關係もあつて差し控えておるの
が現状でございます。人の往来につき
ましては、すでに数年來、ことに北鮮
との間にはとまっておりますが、これ
についてもいろいろ政府部内で研究い

たしてありますが、外交的な關係から
いまだに結論を出すことができない現
状にございます。

○横山委員 ちょっと関連して。大
臣、予算委員会が私があなただけに御質問
したことはいろいろありましたが、こ
れもその一つだったので。大臣はそ
の事情は深く存じなかつたかもしれ
ないけれども、標準決済規則の改正
と、向こうから技術者を入れるとい
う問題について考えてみようといふ話
を承つたので、私はあそこで質問を打
ち切つたのですが、今お話のように、
川島さんが外務大臣の兼務をやつて
いらつたときにもいい、ということ
になつたのです。それから通産大臣
の佐藤さんも、その輸出を承認され
た立場から、よろしいといふことにな
つたのです。ところがどういふもので
しょうか。今のお話のように、もう数
カ月になんなんとして、なおかつたな
ざらしになつて、もし技術者を持つて
きて、そしてそれが御心配のようなら
入国についてのいろいろな条件をつけて
もよろしいといふ話まで行つて、川島
さんも佐藤さんもそれはもつともだ
といふことになつたのですけれども、そ
れがうまくいかぬ。これは予算委員
会で大臣も御好意をもつた御答弁で
ございましたから、ぜひこの標準決済規
則と技術者の研修のための入国とい
ふ二点については、あなたに一つお骨折
りを願ひたいと私も思つております。
あわせて御答弁いただきたい。

○水田國務大臣 御承知のように、そ
ういふ問題は政府の所管としては外務
省の所管事項になつておりますので、
私どもも外務省はいろいろな情勢を
検討して、その判断に今までは

従つてゐることでございますが、今言
われるやうにいろいろな問題があるの
で、外務省側でも今検討してゐるよ
うでございますから、それを待つて善処
したいと思ひます。

○田原委員 その諸般の事情といふこ
とを言ひけれども、それはどういふ意
味ですか。私は外務省のやり方を見て
いると、外交でなくて渉外事務程度に
とどまつてゐるのではないかと思ふ
のです、ほかがるさからやめておこ
うといふのは、外交といふのは、困難
なことをやるのが外交なのです。たと
えばおそろく米ソ、そのどちらかの問
題が問題の中にあるのではないかと思
ひけれども、アラブ連合共和国がや
つておる例は御承知と思ひます。ある
ときはアメリカから発電の機械を入
れる、そのときはアメリカの技術者を入
れる、また近くのアスワン・ハイ・ダム
の場合には今度はソ連からも機械を入
れる、ソ連からも技術者を入れる、そん
なことに——ソ連の方を入れた場合に
アメリカ側に入れた場合に入れた場合
にアメリカ側に入れた場合に入れた
と、このことは少しも少ないのです。自
分の國本位に考へてゐる。これはビル
マでも同様です。ソ連からも入れるが
アメリカからも入れる。こういふふう
に、自分の國のためになることならば
何も方々の顔色を見なくてもいいわけ
なんです、ある意味においては先頭を
切つてせつかく朝鮮貿易を再開して
おきながら、支払ひだけを諸般の事情、
諸般の事情といふて、しかもそれは大
蔵省でなくて外務省に原因があるよ
うな大蔵大臣の答へなのですが、外務省
は事なかれ主義で、やりをこなつたら
自分が首になるからやめておこうとい

うことでは困る。不可能なことを可能
にするのが外交なんです。現に注
文をとつて機械を作つてゐる。従つて、
輸出業者はメーカーに支払ひをし、そ
うして倉庫へ入れておる。しかし引取
人を呼ぶのに外務省の方が諸般の事情
で困るといふことで待たしてお。い
つまで諸般の事情が続くのか、ちつと
もさういふことを明らかにしない。こ
れでは表面は商売をやつてゐるよ
うに見えるが、実際は為替關係の大蔵省、
それから入国者の關係の外務省とあ
つてゐるやうな格好です。それこそ諸
般の事情であつて、これは外務省と大
蔵省が踏み切つて、そこまで通産省が
やつたならばやらせる。その困難はこ
ういふふうな形で除去する、今同僚横
山委員が言つたやうに、入国について
一定の条件、居住なり滞在期間につ
いて条件をつけることはいいでしよ
う、あるいは入国コースの条件をつけ
ることもいいでしよ。要するに早く機械
を持つていかなければならぬ。去年は
五十億程度であつたが、これが例にな
つて種々なる機械を注文したいらしい。
私は数回北鮮に行つておりますが、
行つてみますと、フランス、スエー
デン、イギリス、イタリア、こういふとこ
ろからどどん機械が来ておる。むろ
ん東ヨーロッパの關係からもたくさん
きております。たとえばハンガリーあ
たりから大型バスなどがきてやつてお
ります。あの遠いハンガリーから船で
二カ月もかかつて運んでくるバスを走
らせておる。日本からはまだバスを
出していない。それは外務省や大蔵省
のネットワークがあるからではないか、こ
ういふふうには業者は考へませんの

で、やるならば徹底してやる。それか
ら一面日韓會談等に対する態度は態度
で、私どもはこれには反対で、何もこ
れは急いでやる必要はないと思ひます
が、かりに會談をやるならやるで、そ
んなことに朝鮮貿易を何もしまさ
れることはないし、じやまをされたなら
ばそれを排除するのが外交でありまし
て、普通のきまり切つたことをやつ
ておるならば、外交は必要ないと思ひ
ます。だから外務省はもつと腹をきめて、
特に經濟局は省内で強く発言して、こ
こまでやつた以上はあれもこれも片づ
けなければいけない、こゝろいふ氣持
を持つていただかなければならぬと思
ひますが、さういふことができない
点が私には非常に不可解なんだ。諸般の
事情といふものを二つか三つか明らか
にしてもらいたい。だれが反対して
おるか、どこの省が反対しておるの
か、さういふ点も明らかにしてもら
たい。さうしてそれを解決していくの
が外務省の仕事だと思ふ。外務省が自
然に片づくまで待つておるといふので
はこれは外交ではないと思ひます。今
の朝鮮貿易の問題に限つての外務省の
考へを聞かしてもらいたい。

○中山説明員 お答え申し上げます。
政府の中にも、いろいろ議論してしま
すと議論が分かれる点もございませ
んけれども、しかしとにかくわれわれとい
たしましてはいろいろな角度から、た
とえば今御指摘になつた日韓關係も
その一つでございますが、いろいろな
角度から慎重に考へさしていただきた
いと思ひます。また同時に、しかし國際
關係は流動いたしますから、さうい
うことにつれてもわれわれとしても内部
で議論を進めて、何らかの結論に早く到達

するように努力したいと思つておられます。

○田原委員 この機会に進んで朝鮮との間の貿易協定を結んで、各種の懸案を協定の上で解決する。決済の方法もあるし、船舶の関係もあるし、人の往来もありませんから、貿易協定は結ぶべきものと思つて、これに対してはどういう見解を持つておられるか、これもついでに明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○中山説明員 北鮮との貿易協定につきましては、政府の承認その他の問題がからみますので、慎重に研究しなければならぬことと存じております。他方将来とも民間ベースの貿易が進んで参りますならば、これに対処するようにならぬ、また民間のベースの取りきめという約束というふうなものが出てくるであろうし、そういうものはまたある段階におきましては非常によき効果を与えるのではないかと、このように考へております。

○田原委員 北鮮との貿易を再開するに際して、去年の四月一日に外務省できめたことは、北鮮を強制パター地域に繰り入れてしまつておる。つまり貿易は再開させるが、んじがらめに縛つておくというやうなやり方をとつておる。約半年後に中国その他の共産圏に対しては強制パターが解かれておられます。北鮮だけを依然として強制パターの中に新たに組み入れたというところは、どういふ意味からですか。これを承つておきたい。

○中山説明員 仰せのやうな事実はございません。ただ北鮮との問題につきましては、韓国との関係もございまして、

て、やはり慎重にゆつくり、ただし堅実に進みたいと思つておられますので、先生仰せの点もよく今後とも研究させていただきますと思つております。

○田原委員 中国問題については、台湾と中国と貿易の量や内容は多少違ひますけれども、どちらも日本はやつておる。ひとり朝鮮半島に關しては韓国側の意向が気ねをして朝鮮側との貿易をためらつておる。決済さえも不利不便になつておる。これは、国民としては了解できない。それは朝鮮半島における朝鮮民族の問題でありまして、日本側としては、先方のほしいものを送り、当方のほしいものを買ひたいのです。かへつてそのことが朝鮮の統一のためによくなる。あちらに気がねをし、こちらに気がねをするというところは毛頭ないと思つて。従つて、外務省は諸般の事情を明らかにして、それをすみやかに解決して、そして強制パターの繰り入れの取り消し、貿易協定の締結、支払い決済法についての簡素便利化ということをごんごん進めていくべきものだと思ひますが、この三点については、外務省はどう考へておられますか、これもこの機会に明らかにしておいていただきたい。

○中山説明員 今申し上げましたように、韓国との関係がなかなか微妙であり、またそれが一つの原因になつて北鮮との関係が若干ゆつくり——しかし貿易は進んでおることはおるのでございます。そこで、今仰せの諸点につきまして、これはやはりもう少し、たとえば事態が進みますれば、あるいは北鮮との関係ももっと正常な基盤、基礎において事態を再検討することができると

思ひます。この朝鮮貿易で別に共産主義を輸入するわけじゃないのです。ね、商品の取引なんです。従つて、お隣の韓国がいろいろ文句を言うことは、これは韓国の連中の勝手な言い分なんです。それに一々引きずり回されることは毛頭ないと思つて。貿易を再開しながら、決済方式についても、たとえば標準決済方式の別表第四の朝鮮の項を削れば簡単なのに、これを残しておく、これがどうしても私はおかしいと思つておる。でありますから、きよはるの程度にしておきます。後日また大蔵委員あるいは外務委員等でも、もう少し掘り下げた質問をいたしますが、朝鮮問題を国民の考へておるやうに、両方公平に扱つて、お互いに貿易を盛んにする、特に必要なことは、阻害しておるものを次々と除去するといふ決意を持つてやつていただきます。

次は、南米の問題について大蔵大臣にお尋ねしたい。また関連して外務省にもお尋ねしたいと思ひます。御承知のやうにドミニカの移民問題が発生をしまして以来、ようやく出先の各省機関の不統一あるいは責任のなき、こういう点が国民の前に明らかになりました。これについて、引き揚げた者に対する問題、その更生上の種々な問題については、これまた国民の同情と、政府側で、何らかの処置をしなければならぬと思ひますが、この機会に、ドミニカ以外の中南米各国における日本の各省の出先及びその代行機関、あるいは下請機関のごときものやり方を、われわれはこの際反省してみる必要

があると思つて。一言にして言へば、外務省、農林省、大蔵省、建設省等がばらばらに移住地における行政をやつておられます。横の連絡は少しもありません。これは日本国内においても、いつも論じられることでありまして、各省併立あるいはなわ張り争ひというものが日本でもしじゅう問題になります。まあ日本では、新聞その他の批評機関もありますけれども、遠く南米へ行つてしまつて、まるっきり何もないものですか、迷惑をこうむつておられるのは在留日本人及び日本から行つておられます事業家でございます。そこで、今の金融措置について、たとえば日本海外移住振興株式会社というものが特殊法人としてできておる。ところが、これがまた結成前後からの特殊な事情もありまして、外務省、大蔵省、問題によつて農林省がそれぞれ介入しなければ最終の決定ができない。それが在留民に非常な迷惑をかけておる。たとえば移住振興株式会社金融部門は、向こうへ素裸で行つた農民が独立自営農になる場合の最小限度の資金を貸すことになつておられますけれども、それが現地でごく少額の、五十万円以下くらいは現地の支店長がやれるのでありまして、それ以上になりますと、全部日本にお伺いを立てなければならぬ。まず書類が非常に煩瑣なものを作らせろ。お役所に借りに行きますと、十四通も同じ書類を作らせて、出先の事務官がこれを受け取る。代書人も何もいらないところですから、お役所に二晩も三晩も泊まつてそういう書類を作る。それが外務省に届けられる。これがまた字句の修正とか、ああでもない、こりでもないといふ大へんな時間をとる、そ

れが大蔵省にいく、大臣は知らないかもしれないけれども、主計局と為替局と、管財局と銀行局の四局にいく、大蔵省という名前は一つでありますけれども、実際は四局の係官が丁寧に書類に目を通して、かれこれ半年過ぎたころにその金は貸さぬといふやうな通知が、またそれらの役所を逆に戻つて現地に届くのであります。お百姓としては、あそこに適当な土地がある、自分も手持ちの金はあつた、しかし足りぬから政府の金を借りよう、それがさういふふうに入力もかかつて、しまいに貸さぬということになります。また新規に別のところを見つければならぬ、あるいはかりに借りても、八カ月も十カ月もかかりますと、値段が変わつてきておる、条件が悪くなつておるという場合がしばしばあるのです。これは昨年の外務委員会でもわれわれは論議をしたのであります。在留日本人のサービスをするといふつもりで作つた金融機関であるし、ちよつとたとえて言へば、日本の国民金融公庫、農林金融公庫の性格を当然持たすべき移住振興株式会社の金融部門が、実際は貸し出しをばらばら結果になつて、このままではいけませんと、せつかく政府の厚意でできたさういふ機関も現地では当てにできなくなつてくる。これは何とか改善改良すべきものだと思うのであります。大蔵省側は一体これをどういふふうに見ておられるか、これを聞かせてもらいたいのではあります。

○福田(久)政府委員 私は為替局の者でございますが、海外移住振興会社の関係は、お話のやうに一般海外移住事業という観点から主計局が関与しておると思ひます。また相当多額の政府出

資、現在二十八億円の資本金のうち二十七億円以上というものが政府出資になつておりますので、その関係で管財局が関与しておると思ひます。それから私どもの方の関係では、為替の関係で海外に移住した方に金を貸すとか、あるいはその移住した方に関係した事業を営んでおるものにこの振興会社から融資をするとかいう場合に、外国為替管理法に關係して参りますので、その観点から關係があるわけでありませす。これは移住振興株式会社に限ります。一般的に海外に投資するとか、あるいは海外に対して債権を持つとか、あるいは海外に為替管理法の手続が必

なわけでありませす。そこでお話しのような事務が停滞しないようにという観点から、為替關係に限って申し上げますと、この移住会社の行ないます移住者に対する融資の基準とか、そういうある一つの基準を相談いたしましたして、その基準に合致する基準の範囲内ものにつきました。特別な事情のない限りきわめて円滑に手続を進めるように事務処理をいたしております。従つて、為替關係では非常に順調に進んでおるのではないかと

いふふうに考へております。○田原委員 為替局長は残念ながら実情を御存じないようです。書類の上では非常に簡素化した、あるいはある種の権限を現地に与えたといふことになつておりますが、実情はなかなかそ

ういっていないのです。二十八億を巨額と言いますけれども、それは毎年五億円くらいずつ政府が出資したものの合計が二十八億なんです。言いかえれば、日本の四十倍もあるところに散らばつております。約六十万の日本人に

対して、一面においては海外移住を奨励しながら、実は一年間に五億円程度を出しておるだけなんです。しかも国内において、たとえば生活保護者は約七十万おられますが、これには年間五百三十億円くらいの国費を出してお

ります。国内から、せっかく財産を処理し、先祖伝来の地と別れて海外に行つた者たちに対して、ほんの申しわけ程度に年間五億円程度を出しておる。そしてやがて規則で縛つてい

る。為替局長は二十八億は巨額だと言ふけれども、在外同胞が年間に働いた余力をもつて、郷里の学校にピアノを寄付するとか、あるいは鳥居の修築費を出すと、あるいはいはいちやんばあちゃんの生活費を送るとか——これは為替局で調べればわかりますが、私の推測では百二十億から百七十億程度海外各国の日本人は日本に送つてお

ります。これは貿易外の収入でありませす。貿易でそれだけもけるには、その額の百倍といつても、巨額の取引をしなければ百二、三十億円の金は入つてきません。日本に金が入るから

どうというわけではないけれども、少なくとも同額くらいの金を海外に融資する、あるいは産投からでもいいのであります。何かそういうことにして、さらにどしどし現地において経済活動が十分できるようにしていただきた

い。○水田國務大臣 大蔵省に關する限りは、そういう事務の迅速化について十分氣をつけるつもりでございます。○田原委員 そうですね、今度のドミニカの経験からわかることであるが、今のように各省はばらばらであります。肝心かなめの在留日本人に対する融資その他がえつておるおりに相談をして、たとえば大蔵省の監督を受ける日本海外移住振興株式会社、それから農林省の予算をもつてやつてお

ります。日本海外協同組合、それから同じく農林省の監督と援護のもとにありませす。全国拓殖協同組合連合会——全拓連、そういうばらばらの現地における仕事を一本化して、言うならば、海外移住事業団のようなものにして、そ

うして必要な資金は産投會計からでも融資させてやるというふうな時期がきておるのではないかと。このことについて大蔵省及び外務省、それから關係他省の方が来ておられます。そういう方々の御意見をこの機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○田代説明員 外務省担当の移住關係の一般會計の予算という角度から、それに関連するという資格で移住振興株式会社を見ておるわけでありませす。ただいま先生からいろいろ御指摘がございましたが、御承知のように、現在移住のやり方、道具立てと申しますが、それは非常に多岐にわたつておる。外務省が中心になります。外務省のほかは農林省、建設省とか、あるいは通産省とか、労働省とか、それからさらにまた財務關係でございます。大蔵省に關係があるということでございます。そういうことで、非常に複雑多岐なことであります。また団体

にいたしまして、海外協同組合、これは主務大臣は外務大臣であります。それから全拓連、これは農林大臣の指揮下にある団体であります。それから御案内のように、海外移住振興株式会社、大体大きく分けてこの三つの機關がそこで動いておるということでございます。こういう非常に複雑多岐なことでは、どうも移住がうまくい

ぬのではないかと、効率的でないのではないかという御批判はあるかと思ひます。かねがねそういうことにつきまして、各方面からも意見はあつたかと思ひます。ただ、国内の各省の権限配分になると思ひますが、農林省のサイドで申しますと、国内の農業問題との関連において移住を考へるという立場もございませす。また外務省は外務省の立場で、現在、移住は一種の海外經濟の國際協力という角度で取り上げておられますから、そういう角度から考へると、そういうことも必要でありませす。そういうことで、そこをどうい

して中南米の移住政策は二本立て、三本立てでやるわけだ。主計局の立場から見たって、むだな人件費その他を使つて、一々みんな出張する。主計局も毎年一人は行つておるよりでありまして、帰つてきてまたほかの局に行つてしまふ。移住船の監督も外務省は品切れになつて、近ごろは外務省の人事課とか会計の者が行つておるわけだ。それはそのまま帰つてきて、何か移住行政に関与しているかといふと、慰勞休暇みたいなことで、スペイン語もわからなければ船内の当直も何もできない者がある。そういうものを見のがしているのはいかぬと思う。このドミニカの人々の問題から急速に前向きで、金融面においても、移住地におけるあつせん業務においてもできることですから、困難なようではありませんが、ほんとうに主計局も、大蔵省がその気になればできることなんですから、大幅な権限を与えた事業団のごときものも、もし大蔵省が一時監督したいなら、証人を東京に呼ぶのじゃなくて、現地に監理官でも置いて、適時適切な処置をしてやることによって、在留日本人の活動というものが一段と発揮できると思ふのです。このことは西ドイッの南米における移民、あるいはイタリアの南米における移民、あるいはスペインの移民等はそれぞれ緊密にやつておられます。たとえばイタリアからも年間十数万の移民が行つておるのであります。先住移民の中には大銀行家もあり、大地主もありまして、それぞれ協力し、政府はむしろそれを助長していくといふような態度をとつておる。ひとり日本だけが、役所がたくさんあつて、出先では何の横の連絡もない、そ

うして迷惑をこうむるのは在留同胞であるといふのであるから、とうてい今度のドミニカ問題解決としての前進の姿にならない。だから急速に、この点は主計局が中心でもよろしい、あるいは農林省が中心でもよろしい、あるいは外務省が中心でもよろしい、あるいは関係三省が至急に寄り合つて形を整えていかなければならぬ。聞くところによりますと、海外移住に關して關係各省の連絡協議会が設けられておりますけれども、開いたことがないので、その五月の初めには、中南米各閣から代表者格の日本人が五百人ばかり集まります。第三回海外日系人大会といふのが予定されております。さだめし、そういう方々から体験からくる貴重な話もあると思ひますが、もう少し熱意と同情を持つて、そうしてみんなの満足するようないどうせ使つた金はきまつておるので、それらの金が有効に動くような方法を講ずべきだと思ふのです。この機会に私は自分の希望を申し上げて、総合的に海外移民に關する今後の発展策について、大蔵大臣からもう一度聞いて、私はこの質問を終わりたいと思ひます。

おる役所の者の方がむしろこのことを一番希望しているような現状でございます。この点につきまして、關係各省の間でこれを円満に協議する努力は、ここ三、四年続けられておりますが、なかなか各省の管轄の問題になりまして、困難はしておりますが、しかし、だんだんに外務省がやはり責任を持つてこの移住行政を嚴重に監督し遂行すべきだといふ方向には、この一、二年ずつと向かつてきましたので、やはりその方向で國內の連絡とは別に、この移住行政の責任者といふものが外務省になつて遂行される方向が一番好ましいんじやないかと私も考へております。國內の連絡と海外における事業執行の責任といふものを、ここでははっきり區別してかかれれば、これはりっぱに調整とれても行政が強化できるんじやないかと考へておりますので、その方向に努力したいと考へます。

○田原委員 外務省はどういう見解を持つておるか、たまたま外務省が見えておるからお伺いしたい。それは現在のままの移住地におけるやり方で満足しておるのか、あるいはかりに私は名前をつけたけれども、一本化するのに移住公社か、あるいは海外移住事業団か、あるいはそれにかわるべき他の名称か知りませんが、實質的には十分やつていけるような一本化した方向に進むべき時期が来ていると思ひます。これに対して外務省はどう考へておるか、現状のままでいかどうかお尋ねしたい。

○小川委員 岡良一君。私には外資法、昭和二十五年に公布された外資に關する法律、これについて若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

○岡委員 私には外資法、昭和二十五年に公布された外資に關する法律、これについて若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

○水田國務大臣 これまで為替自由化の問題と關連して外資法のワク内ですつと運営して、運用の改善をはかるという形をやつてきました。しかし外資法の改正を検討する時期に私は来ておると思ひます。問題は、日本が自由化を行なつても、御承知のように通常貿易の自由化が行なわれても、外資導入の自由化の問題については、IMF協定の趣旨から見まして、また欧州諸國の例から見ても、經常取引の自由化が行なわれた後でも、最小限必要な外資に対する規制といふものは存置することが必要でございまして、その一点はございまして、現行法のワク内運営でうまくいかどうかという問題は現在出ておるんです。この改正については、私はもう検討する時期に來ておると思ひます。部内においても、この検討はたまたま始めておる現状でございまして。

○水田國務大臣 これは為替管理制度全般の改正問題ともからみますので、なかなかすぐこれをご改正するといふ結論は出ておりませんが、そこらの問題とからみ合せて、たまたま検討しておるところでございまして。

○岡委員 改正をする方向で検討中というところでございまして、私は、昭和

二十五年から今日までの外資法の運営の功罪というものを検討する必要があるかと思ひます。

まず第一にお伺ひたいこと、政府の統計で見ても、昭和二十五年から昭和三十五年までの間に、外国から導入した技術の対価として支払ったものが一十億をこえており、ところが、わが方の輸出した技術の受取勘定というものは十四億程度かと存じます。非常なアンバランスである。一体こういうアンバランスは、はたして正常なものであるのかどうか。外資法には、わが国の経済の自立ということが第一にうたつてございまして、こういうアンバランスのままで、わが国の経済の自立というものがはたして達成できるものであらうかということとを私は懸念するわけでございまして、このアンバランスを正常と思われませんか。

○水田国務大臣 それがアンバランスであるかどうかということ自身が、私は非常に問題じゃないかと思ひます。技術導入をしなかつた場合のことを考えましたら、日本の国内経済がそれだけ外国からの輸入に負わなければならぬという問題もございまいし、それらを計算しなければ、技術導入の対価と、反対に日本が向こうへ輸出したものの単純比較はできない問題だらうと思ひます。

○岡委員 私は、外資法を通じて、外国のすぐれた技術が日本に入ったこと、のプラス面を否定するものではないのです。決して否定するものではないのです。決して肯定するものではないのです。しかし、それにしても支払勘定が十億しかない。やはり政府の統

計を見ますと、英園では受取りのパーセンテージは支払の大体二四%、いくさにつけたイタリヤでも二〇%、ドイツでも二五%、フランスが四〇%、アメリカなんかでは外国への技術輸出のための受取勘定の方がはるかに多い。これは論外といたしましても、いくさにつけたイタリヤや西ドイツが、自国の経済復興のために外国の技術を導入して居るが、しかし、それにしても比率は二〇%、二五%というものです。日本では一%そこそこです。

こういふことで、外資法には経済の自立ということが第一にうたわれられておつて、はたしてそれができるのかどうか。これはいろいろな総合的な判断を必要でございまいし、この一事審議會、これはあなたが会長をして運営をしておられるが、妥当な運営であつたかどうか、十分に公正な御判断を願つてしるべきだと思ひ、御判断があると思うのですが、今の大臣のお話では総合的に判断されるとおっしゃいます、どういふふう具体的に御判断なさるのでございまいし。

○水田国務大臣 もし、日本がこの技術導入をやらなかつた場合の日本経済の現状というものを考えたら、これは今の様相とは全く違つたものになつてゐるだらうと思ひます。ここ四、五年日本は技術革命が行なわれたといわれておるくらいに、日本の技術は躍進を遂げて参りましたし、それに伴つて、その技術を土台にしたいろいろな日本の生産品が海外に輸出されて、この三、四年の輸出傾向をのほかを見まして、それがまた日本経済の規模を大きくする

ことにどれだけ役に立っているかというよりなことを考えましたら、そういうことに役立てるためにこそ技術導入をして居るのでございまして、この技術導入の目的というものがそういうところにあるのでございまして、これが相当大きい対価を払ふことであつても、日本経済がこれによってマイナスになつて居るというよりな事実、現実にはないのじゃないかと私は思つておられます。

○岡委員 さつきも申しましたように、この外国のすぐれた技術を導入することは私は肯定するわけではないのです。ただ、しかし、それにしても支払勘定と日本の技術輸出の受取勘定とがあまりにも激しく懸隔があり過ぎる。これでもって日本の経済自立ができるのかということをお尋ね申し上げておるので。

それでは、具体的に一体何を輸入しておられるのか。結論を申し上げますと、この外国技術導入要覧という書物を見ますと、昭和二十五年から三十五年までの外国技術の導入のリストがございまして、あらゆる産業において心臓部は全部と言つていいくらいに外来技術です。だから、今花形産業と言われておるようなものにつきましても、電気産業で見れば、詳しいことはまた別な機会に別な委員会で申しますが、もうほとんど、私が調べた範囲内では外来技術でございまして。三菱電機はウエスティングハウス・エレクトリック、東芝はゼネラル・エレクトリック、富士電機はシーメンス、日電はインターナショナル・スタンダード・エレクトリック、電気産業といつたつて、これは包括契約でもって弱電も軽電も全部技

術導入をやつて居る。松下電器はオランダのフィリップスやRCA、こういうよりな形で、電気産業はそういう状態です。それから自動車産業にしてみたら、やはり日野はルノーと、ヒルマンはいすゞと、オースチンは日産といふよりなところで、ほとんど包括契約でもってやつて居る。コンピナートといふことがこのごろ言われておりますが、コンピナートといふものは全部外国の技術です。一例をあげますと、会社の名前は省略いたしますが、コンピナートといふものは要するに原油からナフサを作る、そのナフサからエチレン、ポリエチレン、ブチレンを作つて居る。しかも、ポリエチレンならポリエチレンだけについて見てみても、七つの会社が七つの別々な外国会社から同じ技術導入をやつて居るので、ポリプロピレンなんかは、御存じの通り、三井、三菱、住友がモンテカティニ参りをやつて技術導入の合戦をやつておつたといふようなことが新聞に出ておる。こういう形で今日までの外資審議會の運営というものは、全く外国技術——私は外資審議會というものは政治はなかつたのじゃないか、あつたのはただメーカーの要求があつただけだ、こういうことで日本の経済の自立というものができるのか。初めに申しましたように、今日の経済の自立といふものは、技術というものが基礎である。どんな新製品を作つたつて五年が寿命だ、すぐにまた新技術が開発されて、これによって新製品ができる。だから、もつと國産の技術の開発をやらなければならぬのに、こういう形で、いわゆる花形産業とい

うよりなものでも、片っぱしから外来技術の導入に依存して居る、こういうよりな行き方で一体いいのだらうかと私は懸念するのです。この点も少し具体的に御答へを願ひたい。

○水田国務大臣 今、技術提携のいろいろな申請の中に見られる現象は、日本の中における競争会社が、一方がこういう技術を入れて居るから自分の方も対抗的にこういう技術を、他社の技術を入れたいといふよりな、そういう競争的なことから技術導入をしたいという希望はございまして、これはまた私どもは別の角度から、すでにその程度の技術水準のものが日本に導入されておるのなら、別の技術導入はしなくてもいいといふよりな観点から、ずいぶん最近はそのよりな問題についての審査は厳重にやつておられます。しかし、これまでのことを見ましたら、競争中日本はほとんどこういうものの技術が

おかれてしまつて居る。戦後も長い間混乱状態を呈して居りましたから、外国の技術水準から比べたら、日本はもう十年、二十年のおくれを、ほとんど全部門にわたつておるといふのが最近までの現状でございまして、たとへばガラス纖維の問題を見ましたら、あのラムネの玉みたいなのを作ります、そこから纖維を引き出すのです、日本もずいぶん國産研究で金をかけました、どうかけても、もう十年のおくれは取り戻せない。アメリカあたりでは、その玉一つの研究に社で一年に三百億円も研究費を使つて居るという状態ですから、日本がやつても、向こうがさらに進んでしまつて、向こうが各部門に見られる技術の事情でございまして、日本が先進工業國にな

るよりなもので、片っぱしから外来技術の導入に依存して居る、こういうよりな行き方で一体いいのだらうかと私は懸念するのです。この点も少し具体的に御答へを願ひたい。

○水田国務大臣 今、技術提携のいろいろな申請の中に見られる現象は、日本の中における競争会社が、一方がこういう技術を入れて居るから自分の方も対抗的にこういう技術を、他社の技術を入れたいといふよりな、そういう競争的なことから技術導入をしたいという希望はございまして、これはまた私どもは別の角度から、すでにその程度の技術水準のものが日本に導入されておるのなら、別の技術導入はしなくてもいいといふよりな観点から、ずいぶん最近はそのよりな問題についての審査は厳重にやつておられます。しかし、これまでのことを見ましたら、競争中日本はほとんどこういうものの技術が

おかれてしまつて居る。戦後も長い間混乱状態を呈して居りましたから、外国の技術水準から比べたら、日本はもう十年、二十年のおくれを、ほとんど全部門にわたつておるといふのが最近までの現状でございまして、たとへばガラス纖維の問題を見ましたら、あのラムネの玉みたいなのを作ります、そこから纖維を引き出すのです、日本もずいぶん國産研究で金をかけました、どうかけても、もう十年のおくれは取り戻せない。アメリカあたりでは、その玉一つの研究に社で一年に三百億円も研究費を使つて居るという状態ですから、日本がやつても、向こうがさらに進んでしまつて、向こうが各部門に見られる技術の事情でございまして、日本が先進工業國にな

るよりなもので、片っぱしから外来技術の導入に依存して居る、こういうよりな行き方で一体いいのだらうかと私は懸念するのです。この点も少し具体的に御答へを願ひたい。

○水田国務大臣 今、技術提携のいろいろな申請の中に見られる現象は、日本の中における競争会社が、一方がこういう技術を入れて居るから自分の方も対抗的にこういう技術を、他社の技術を入れたいといふよりな、そういう競争的なことから技術導入をしたいという希望はございまして、これはまた私どもは別の角度から、すでにその程度の技術水準のものが日本に導入されておるのなら、別の技術導入はしなくてもいいといふよりな観点から、ずいぶん最近はそのよりな問題についての審査は厳重にやつておられます。しかし、これまでのことを見ましたら、競争中日本はほとんどこういうものの技術が

おかれてしまつて居る。戦後も長い間混乱状態を呈して居りましたから、外国の技術水準から比べたら、日本はもう十年、二十年のおくれを、ほとんど全部門にわたつておるといふのが最近までの現状でございまして、たとへばガラス纖維の問題を見ましたら、あのラムネの玉みたいなのを作ります、そこから纖維を引き出すのです、日本もずいぶん國産研究で金をかけました、どうかけても、もう十年のおくれは取り戻せない。アメリカあたりでは、その玉一つの研究に社で一年に三百億円も研究費を使つて居るという状態ですから、日本がやつても、向こうがさらに進んでしまつて、向こうが各部門に見られる技術の事情でございまして、日本が先進工業國にな

るというためには、国産の研究ではもうほとんど間に合わない。一応世界水準並みの技術を取り入れて、そこまでの水準に日本を持ってきてから、それから初めて日本の技術水準というものは上がって、新しい技術が出てくる。この間に日本は追いついていけるという技術水準の基礎を急速に高めるということをしなかつたら、これは自立経済も何も問題にならぬというのが実情だと思えますので、私も日本は、日本の技術水準を国際水準まで一応持つてくるというためには、外国技術の導入というものは、むしろ積極的に考えを持っておりまして、今日まで千六百件以上の技術導入をやっておると思えますが、これは私は方針として間違いないなかつたし、これを審査した審議会の行き方というものは間違いないなかつたと思えます。これでは自立できるかと言われるのですが、自立経済を作るためにこそ技術導入を急いだというのが今日までの日本産業の実情だと思っております。それから、今申しましたように、同じ程度の水準のものを、会社がただ競争のために導入したいというものを次々に許可していくかどうかという問題は問題でございますので、そういう点の注意は十分いたしておりますが、これまでのところはまだまだ十分と言えない部分もたくさんございますし、私はこの方針は間違いないと思っております。

○岡委員 技術導入に関して政府の方も専門家の方針を聞かれる機会があったと思えます。実は、そういうことに関係しておられる専門家の方が私に漏らされたことがある。もう一年か一年半しんぼりして研究してくれば外国から買わなくても国産の技術でやれる、それを国内の企業が非常に急ぎ過ぎるのだということも漏らされたこともあります。ですから、今では戦後ではないという声もございしますが、今後外資法を改正の方向で検討されると思えますが、日本におけるメーカーが同じ技術を別々の外国の会社から導入をする、そしてそのために不必要な過当競争をやつておるという弊害は除去して、国産技術を育てていこうという腹づもりでこの外資審議会を運営する、そういう方向でございまいしょうか。

○水田国務大臣 そうしたいと思えます。一応この水準が高まつておるときでございまして、今後は従来導入した技術に基づいて国産の研究も進むはずでございまして、現に今おっしゃられたような、もうちょっと待てば技術がそこまできていくと見通されるものも最近になって初めて出かかつてきておるときでありますから、そういう点は十分御趣旨に沿つたような運営をしたいと思つております。

○岡委員 国産技術の育成開発ということは科学技術庁のお仕事になるわけでもありますが、科学技術庁としてはこの外資審議会に対して、あるいはまた今後に対してどういう考え方を保持しておられますか。振興局長がおられますから承りたい。

○前田(陽)政府委員 お答えいたします。科学技術庁といたしましては、外資審議会の場を通じて、国産技術で十分可能なようなものももちろん排除しなければなりませんし、また近く国産技術が企業化されるといふ見通し

確実なものにつきましては、これを、こういうことによりまして国産技術の芽がつかれないようにというふうな意見を十分外資審議会を通じて申し上げておられますし、また今後そのようにいたしたい、かように考えております。

○岡委員 なおこの機会にお尋ね申し上げたいのですが、これからの国際的な競争はむしろ技術と技術の太刀打ちと申しますか、新製品といつても五年くらいは寿命しかない。おそろしく今強靱でつやがあつて世紀の最後のポリプロピレンといつても、いつまで続くかわからない。アルミよりも軽く鉄よりも強いデルリンといつても、また新技術が開発されればどこでかわるものが出てくる。大蔵大臣もよく認識していただきたいのは、こういう技術革新時代における新技術というものは、深い、しかも非常に広い底辺を持つた基礎研究の上に初めて出てくるわけなんです。だから外国から技術を導入するというのは、アメリカならアメリカというお花畑からその花を切り花をして、日本の床の間に置くだけなんです。だからこれは枯れればそれだけなんです。新しい技術が出てそれに基づいて新製品が外国で出てくれば、それで日本は新しい次の技術を導入しなければやつていけない。だから切り花ではなくて、自分の園に芽はえて花を開いて実を結ぶ、これがまたその土壌で新しい芽を芽はえていく、花を開く、そして実を結ぶ、こういう形で現在の新しい技術革新というものが進められていく。先ほど申しましたように、今の技術はただ外国から技術を導入すればそれで日本の経済の自立ができる

か、輸出が振興できるなどというよりな、こういう古い概念の技術というよりなものではない。切り花を持つてきたり一時床の間はにぎやかなるかもしれないが、それでは決して実を結ばない。ここに技術革新時代における技術というものの本質があるというところを私はほんとうに認識してもらいたいと思ふ。そういう角度から国産技術を育て、日本の経済の大きな支柱を国産技術で支えていく、こういう政策というものをぜひ一つ強く私はやつていただかなければならぬと思つております。それが私に今日の外資審議会の運営における一つの大きなマインナスだと思ふのであります。この点はぜひ大蔵大臣もおっしゃいましたから、今後のお手並みをお私に期待をして期をいたしたいと思つております。

その次には、この外資審議会の運営、先ほど申しましたように、とにかく安上がりにつくといふのでどんどん外国から技術を導入した、その結果日本国内に一体どういふ矛盾が起つてきたか。日本の産業構造に一体どういふ矛盾が起つてきたかといふ問題、今格差解消といふことが盛んに言われております。そしてまたおそろしく一切の政策の中心の課題でもあらうかと思つておりますが、私は大経営と中小経営との格差、生産と所得における格差、それは結局技術の格差だと私は思ふ。技術とそれに基づいた設備、それを持つものを持たないものと格差が、日本経済の二重構造の根本の原因だと思ふ。そういう意味でなかなか中小企業では効果がある。特に最近ではプラント一つでも非常に巨額を必要とするようになっておるだけに、手が出せないといふことか

ら、こういう現状ではますますもつて格差といふものは広まつても埋まらなと思ふ。だから外資法といふものも運営において今後検討する、あるいはまたその改正に検討を加えられるといふならば、そういう観点からも検討を加えていただかなければならぬし、同時にまたそれに即応したあるいは法制的ななりあるいは予算的な措置の裏づけを私はしていただかなければ、ことうていできないと思つております。こういう点について、大蔵大臣として御所信があつたら承りたい。

○水田国務大臣 その御質問の意味でございまして、技術導入すると大企業と中小企業の規模の格差ができてくるという問題でございまいしょうか。それとも今この問題で始終問題になります。たといは紙やすりといつたような問題、こういうものに外国技術を入れたといふようなことは、日本の中小企業に大きな影響があつて、日本の技術でもう一、二年いけばそこまできていくといふことが目に見えておるような問題もございまして、こういう問題の技術導入はやめろといふようなことに関連した問題かどうか、ちょっとはつきりくみ取れませんでした。

○岡委員 私が申し上げましたのは、前段の点でございまして。というのは、なかなか外国の技術導入と申しまして、特に最近では巨額の資金が要るわけでありまして、そうすると中小企業はとて手が出せないといふことから、外国の技術といふものは大企業に集中するといふことになりまして、そうなればやはり大企業と中小経営との技術の格差といふものが、ますます激しくなつ

て深まつてくる。そうならば日本の経済構造の二重性というものはとうてい解消できないのではないか、だからこゝういふ点についてはやはり政策的に、予算的に、特に予算的に大蔵大臣として考慮をさせていただかなければならぬ。だから外資法を改正して国産技術の養成という方向に向かわれるならば、あわせてこゝういふ点にどういふ顧慮をさせていただけるものであろうか、この点をお伺いしておるわけでありませう。

○福田(久)政府委員 実情をちよつと御説明申し上げておきたいと思ひますが、外国技術の導入がおのずから大企業に多いということは、傾向としてはお話の通りであります。最近におきましては、大企業の方がそういう技術を導入いたしますと、それに関連した部品等の製造につきましても、やはりそれと相呼応したような技術水準のものにならないと、完成品としてマッチしないという事態もございまして、中小企業におきましても、従つて今までの技術の水準を高度化し、その企業を専門工場化するというような傾向が漸次最近強まってきました。中小企業に ついては技術導入というものも出てき つつあるのをごさいます。これらにつ きますと、外資審議会なり幹事会 なるの運営をいたしました。それら 中小企業の外資導入については、でき るだけ好意的に審査していかうとい う方向で取り進んでおる次第でござい ます。

○岡委員 ぜひ一つそりう方向で進めていただきたいと思ひます。これは御参考までに申し上げるのですが、ちよつと昨年の十二月に私はドイツのフォード工場を見たことがあります。

大体年産四十万台というのですが、私 はその社長に、下請は一体どれだけ あるのだと聞いたら、下請という言葉 がわからない。供給会社ならば七百ある。親工場ではプレスと組み立てとエ ンジンだけやっておつて、その他の計 器類とかキャブレターとかいうような ものは全部下請供給会社でやる。そこ で資金の援助とかあつせんをするのか と聞くとノーと答える。それじゃ技術 指導をするのかと尋ねると、ノーだと 言う。支払いはどうか、支払いはゾー フォルトだ、すぐ払うと言ふのです。 彼らは資金の援助や技術指導などとい うことを自分の方から言い出すのはお こがましいと考へておる。それほどに 彼ら自身の自主的な技術を持っておる 専門工場だということを申し上げてお りました。今日日本の産業がそこまで いくことはこれはなかなか大へんなこ とだと思ひますが、しかしやはりそ ういふものは、しかしやはりそ ういふ 政策を進めたらわなければならない。 なるほど設備近代化資金は一昨年が三 十億弱ですが、昨年は四十五億、今年 度は百億弱かと思ひますが、しかしそ れでは一体あの設備近代化資金が今お 答えになつた親工場が優秀な技術を入 れ、それらに従つて系列工場も設備の近 代化をはからなければならぬといふよ うな、まあ調べてみると三割、四割は やはり中古のグラインダーなりあるは フライス盤なりミョーリングを買つて おるようです。だからいつまでたつ たつてああいう程度ではこの技術の格 差というものは私は埋まらないと思 へう。だからもつと積極的に、外資法が 外来技術導入に対しては国産技術を守

るといふ立場から規制を加えると同時 に、一方日本の中小企業の技術と設備 の向上に対して、本格的な努力をせよ といふこと、この機会に承つておきた いと思ひます。

○水田国務大臣 大企業は技術導入と 関係して、中小企業もこれに対応した 措置をとるといふ今為替局長から説明 がありましたが、実際を見ますと、独 自の自己の金融によつて工場の合理化 をやるというものよりも、最近の傾向 はやはり大企業の系列化ということに よつて、部品の製造においても、その 親工場の技術に対応する部品でなければ なりませんので、そういう点におい ては、機械その他設備を親工場からめ んどろを見てもらつて、その改造をや るとか、技術者を派遣してもらつて、 その指導を受けるという形式で中 小企業の近代化が進んでいくという部 面も、実際には私相当に多いように考 へておりますが、それでなくて、中 小企業全般の合理化促進といふような ものについては、今御要望のございま した方向で私も努力いたしたいと思ひ ます。

○岡委員 実際問題として、私どもが 大手筋のたとはテレビ工場を見学す る。そうすると白い帽子をかぶつて、白 いユニホームを着た娘さんたちが喜々 として仕事をしておる。流れ作業の ベルトの前で組み立てをやつておら ます。じゃ今度真空管なら真空管の下 請に行く。もうこれはその工場の条件と は違つて非常に悪い。しかもさらにそ の下に家内労働がある。ニコロム線が 何か知らないが、線を入れたりするの

に、一日でもわれわれがやればそれこ そもう目が見えなくなるのではないか と思ふような微細な仕事で、家内じゅう が何らの労働法規によつても守られ ない家内労働をやつておる。ところが 系列々々とおつちやいます。系列の 下の方の家内労働は大企業のクッショ ンになっておられます。日本の景気の浮 き沈みがあれば、この頂上におる大 筋はまあ大抵日の当たるところにお る、下がクッションになっておる。こ の労働者にしわ寄せがくるというよ うな状態、こゝういふ状態をやはり改善す るためにも、もう少し中小企業におけ る技術と設備の近代化といふものを本 気でぜひ一つ取り組んでもらいたい。 こゝういふことについて十分努力はし た といつておつちやいます。具体的にぜひ 一つこの際やつていただきたいとい うことを心からお願ひ申し上げます。

いま一つは、この外資法の中に、国 際収支の改善といふようなことが書い てございます。認可、指定等の基準と いうことで直接または間接に国際収支 の改善に寄与すること、日本経済の復 興に悪影響を及ぼすものは認めない といふような基準があるわけですが、今 問題となつておる日本の国際収支の赤 字の問題でございます。これがやはり 従来の外資審議会の放漫なといふより も、無計画的な運営がこの非常に大き な原因になつておるのではないかと私 は率直に思つておるのですが、大蔵大臣は いかか考えられますか。

○福田(久)政府委員 一番最初に先生 の御指摘になりました事柄と関連して いるように思ひますが、技術を外国か ら輸入する金額は、昭和二十五年以来 三億ドル以上になつておるのではない

か、日本からの技術輸出はきわめて少 額にとどまつておるのではないかと、そ れで技術援助の収支が非常にアンバラ ンスであるといふ御指摘なのでござい ます。それと関連するかと思ふのです が、大臣からもお答え申し上げたよ うに、この技術の輸入と技術の輸出と対 比することに、ちよつと日本の実情か ら見ると合点があつたのではないかと 思ふ。こゝういふ見方もございませう けれども、こゝういふのは先生も御指摘になり ました。海外の先進工業国と日本と の技術水準の差異といふことからくる のであつて、技術援助を受け入れられ ます。場合の国際収支の考え方は、その技術 援助を受け入れた結果、輸出が増大す るか輸入が減少するかといふことと関 連するわけでございます。もしもその 技術を受け入れなかつたならば輸入は 減るかもしれないけれども、あるいは 減らないかもしれないという問題がござ いますので、それらの観点から、外資 審議会が審査するにあたりましては、 この技術を入れることによつて国際収 支上どういふ影響を及ぼすか、言いか えますと、輸出がはたしてどの程度伸 びる見込みであるか、あるいは今まで 輸入しておりましたものが国産で間に 合ふようになるのどの程度であるか、 どうか、これは見込みでございませう けれども、なかなか正確ではないかと思ひ ますけれども、一応それらの点を審査の 一つの重要なアイテムと心得ておる わけであります。そゝういふ意味合いに おきまして、それに寄与しないよゝうな ものは認めにくいといふ方向に向かう わけでございませう。そゝういふ意味で 大臣からもしばしばお答え申し上げたよ うに、輸出の増進なりあるいは輸入の

防止なりになり役立っているであらうというふうには考えております。ただ具体的にその金額が幾らであったかということについてはトレースしてありませんので、はっきり申し上げられませんが、先ほど御指摘のありました国際収支との関連というものは、技術援助につきましても、今申し上げたような観点で、その影響あるいはその効果というものを判断の重要な資料と考へて処理いたしております。

○岡委員 なるほどその御趣旨は私に別な否定するわけではないのです。ただ今後には外資法改正の方向で一つ検討するということをごさいますから、過去のあり方についてはこれをどう切りかえていくべきかという角度から私は申し上げているわけでありませぬ。

それからいま一つは、特にあなた方は大蔵省としての立場から考えられ、通産省は産業行政という立場から考えられますが、しかし繰り返して申し上げますように、今後の競争というものは、これはもう製品の競争じゃない、技術の競争だ、いつまでも外国のまねをしておったのでは、いつまでも後塵を拝していくより仕方がない。しかも御存じのように、相当なイニシアルを払っている、ロイアルティも、多いものは八割からのロイアルティを払っている、そして輸出市場の制限を受けている、これに加えるにミニマム・ペイメントという悪条件を甘受している。ここまでひき算して外国技術の導入を急ぐという手はないじゃないか。ただ私は、国際収支においてをういうやり方が今日における赤字の一つの大きな要因になつてはいるのではないか、ということをお申しましたのは、先般もこの委員会

で同僚の堀委員が申しておられた、それについて同調しておられる参考人もあつた、要するに設備投資が設備投資を呼んでおつたという表現でそれは言われておつた。しかし設備投資が設備投資を呼んでおつたということは、さらに具体的に言えばポリプロピレンがポリプロピレンを呼んでおつた、鉄が鉄を呼んでおつた。こういう形では、その間に日本メーカーが別々な海外商社と提携をする、あるいは同じ商社に向かつて殺倒して競合する。こういうふうなことで技術を輸入すれば、何と云つたつてやはり機械の輸入もせざるを得ない。機械を運搬するには原料も要るでしょう。そういう形で結局日本の国際収支の赤字の大きな要因になつてきておる。

もう一つ、私も申し上げたいし、また皆さんに目を開いてもらいたいと思ふのは、日本人の科学的な能力というものは決して外国に劣らないと思ふ。これをものまねの中に押し込んではいかぬ。やはり持つておるポテンシャルを生かして、それを引き伸ばしていくことが今日における大きな政治のめどでなければならぬと思ふ。ところがただものまね、ものまねで安易につくという状態をやつていっていただけではいけない。それが事実上、結果としては今申しましたような国際収支の赤字になる。設備投資が設備投資を呼ぶ、これは結局、技術が技術を呼ぶという形において、無計画な海外技術の導入が日本の赤字の根本的な要因になると考えます。こういう点からも外資法の改正、あるいは今後の運営において十分戒心をしていただきたい。こ

の点について大蔵大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○水田国務大臣 結局、小手先の小さな問題の発明とか何とかの奨励段階ではない、日本はここで、外国技術を輸入している間に、それと並行して基礎科学の技術の研究を強化するということが一番大切な問題だと思ひます。で、予算の編成におきましても、特に今度はそのういふ点に気をつけた予算編成になつておると思ひますが、それによつて今おつしやられるような問題を根本的に解決していく以外には方法はないだらうと思ひます。

○岡委員 たゞはことしの科学技術関係の予算は昨年比べて一〇〇%余りの伸び、総予算は二〇〇%余りの伸びと聞いておるのですが、そうすれば相対的には減つておると思ひます。政府は科学技術の振興をいつでもそのつど重点政策の中に加えられるおるけれども、予算的には決して重点として取り扱われておらない。これはもう少し大蔵大臣としてがなはつてもらわなければならぬ。大蔵省としてもつと理解を持つてもらいたい。もはやこれが経済の支柱であるということをもつと認識をしていただきたいと思ひます。

もう一つは、この委員会でも問題になつておりましたが、いわゆるオーパー・ローン、オーパー・ボローイングの問題です。設備投資が設備投資を呼び、ポリエチレンがポリエチレンを呼び、あるいは鉄が鉄を呼び、ポリプロピレンがポリプロピレンを呼び、この無計画な過当競争をこのままに放任しておるから、都市銀行のオーパー・ローンが起る。会社において

はただやみくもに急ぐからオーパー・ボローイングが起つてくる。日銀がそのしりぬぐいをしてなければならぬ。これまでのような海外技術の導入の扱ひ方では、日本の金融そのものの不安定が解消しないと思ふ。そういう角度からしてもこの外国技術の導入について、やはりよほどちゃんとした筋の通つた意見を待つて臨んでいただかなければならぬと思ふ。この点について大蔵大臣の御所見を承りたい。

○福田(久)政府委員 外国技術を導入するにあつては、優良技術を導入するということに大きな主眼を置いておるのでございませぬが、もちろん先ほど来御指摘のありました国産技術で固に合うようなもの、あるいは国産の技術が近くできるであろうというふうなもの、科学技術庁からお答え申し上げたように、そういうものは入れないようにはして行く。それから設備投資との関連でございませぬが、過剰投資に陥ることのないように、また当該設備投資なるものが、たゞは通産省における産業合理化審議会等において審査されましたという実態に合はれておるものであるかどうか、そういうようなことを検討いたしまして、いわゆる行き過ぎ投資、過剰投資を防止するような配慮もいたしております。また同時に、昨年あたりから非常に機械輸入が増加しておりますので、国産機械で極力間に合わせるようにというふうな配慮も、輸入機械に依存するのは必要最小限度にとどめたいというふうな配慮もいたしております。現在運営上御指摘のような点について、十分そのういふ方向で進むように注意して運営して参つておる次第でございませぬ。

○岡委員 ぜひそういう点は大蔵大臣としてもほんとうに御考慮を願ひたいと思ふ。それでそういうこれまでのあり方が非常に悪いことを馴致しておる。それは結局民間企業の研究投資というものが非常に少ない。これはもう何かといへば、外国で発明された新技術を入れれば安上がりだという考え、これも政府の調査報告だが、こういうパーセンテージは全く問題になりませぬ。一々数字は申しませぬが、総売上高に対する研究投資のパーセンテージを見れば二%で、三%のもの一つもない。これは例にはならぬと思ひますが、この書物ではデュポンの研究投資が書いてあるが、総売上高の三%の研究投資に使つておる。日本のメーカーも最近では中央研究所のようなものをあちこちで作つて出されておる。しかし、おそらくただかだか外国から導入した技術の改良が研究の重点ではなかつたかと思ひます。これは自己のものが生まれてこない。そういう意味でアメリカは、デュポンはもちろん論外ですが、研究投資に非常にはり込んでおる。ソ連はソ連で国家の権力で技術なり資金なり人なりを動員をして、一つの目標にかり立てておる。ちやうどこの谷間にある日本はどうすればいいか。技術開発、その点では、私どもは別の委員会でも十分また政府の所信をただしたいのであるが、特に大蔵大臣として考慮願ひたいのは、もう日本とすれば研究の共同化しかない。いろいろな問題があります。研究の共同化ということが今後の国産技術開発の一つの大きなめどになつてきておる。研究組合が昨年国会を通じて、税金は免除しようというふうな措

置が行なわれておる。非常にけっこうなことではございますが、しかし、これに対してやはり政府が補助するところまで積極的に援助してやってもらいたい。もちろん研究組合の組織も最近二、三できておるようですが、この研究組合も英国やフランスのように、すべて関連業者も含むというようなものではなくて、ただ一部の有志の企業者の組合という、これではいけない、すべての業者が、そしてそのお互いの持つておる研究所は研究所として、全体の組合の持つこの組合センターを作る。これにはやはり政府が補助金を出し、援助してやる、税金だけでもというところまで積極的に——英国なんか現にそれをやっつて相当の実績を上げておるようだが、やっつていただきたい。金の力、権力の力、足りない日本としては、乏しい資金、少ない人、そして悪い設備、この悪い条件を克服していくには、これは共同しかないのです。この共同研究というものの推進と、それに対する国としての予算的な援助、これはぜひ一つできるだけ早い機会に大蔵省としてやってもらいたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞きするわけです。

かと思いますが、その前提としての科学の基礎研究というものがやはりもとななるものでございますから、これはもっぱらやはり国の研究機関、国の大学その他の研究機関が担当しなければならぬものだろうと思っております。そういう面の予算強化は今度確かにいたしております。さつきパーセントの問題が出ましたが、比率で比べられるのが私ども一番困ることでございます。たとえば去年はこういう事情があつて二十五億円の設備が必要だつたというので、去年金を盛る。ことしは十五億円の金額が落ちるはずですが、予算の編成になりますと、この比率にみなことわりますから、その落ちる分を埋めて、さらに何%か伸びたという形の査定になってきますので、実際の内容を見ましたら、内容的には相当大きい強化になっておる、これをどうやらいふことになっておりましたが、政府と民間との両方の研究費を見ますと、最初経済成長政策十年間に見た総研究費と、このくらの研究費は投入さるべきであるといういろいろな計画もございました。それから見ますと、当時とても大へんな金額と思われたのが、そのうちでございますと、この一、二年の研究費総額というものは相当大きくなって、もう昨年度あたりはおそらく二千億円以上をこしておる数字になると思ひます。そういう傾向になって参りましたので、私どももますますその傾向を助長するといふための税制の措置、金融の措置といふいろいろなことば講じて参りたいと考えております。

のですが、科学技術会議が昨年答申を出して、その中で国民総所得の二%程度はやはり科学技術関係の予算としてさくべきだ、ところが事実上、苦手でございまして、相対的には数字が落ちてきておる。そこでこれはやはり大蔵省の頭の考え方を少し変えていただきたいのには、科学技術、科学技術といふと何か一つの手段のような、副次的なもののような考え方があつた。私にはただこれに偏執して申し上げるのでないが、今日の技術革新の時代になつたら、これがもうその国の経済を支えておるのだという認識を持つてもらいたい。しかもこの自然界に存在をしておるいろいろな原則を探究して、この原則を生活の向上なり経済の繁栄に役立てるといふのが新しい技術なのだ。従つて大きな一つの投資活動だ。そういう観点をわきまえていただいで、ぜひ一つまた今後の御努力をお願いしたい。こういうことを申し上げて私の質問はこれで終りたいと思ひます。

た際にも、法律上今度の廃止に伴う補償について本年度分でなければ困難だ、その法律の形としての御説明はあつたのですけれども、実態につきましては私がこの前申し上げましたように、本年廃止するものも、あるいは昨年、一昨年のもも状態は同じだと思ひます。ただ形式的に法律上無理だといふ御説明ではまだ納得がいきかねますので、その点についての再度の御説明をいただきたいと思ひます。

のものとにおいて恩恵を受け、保護されておつたその恩恵なり保護がなくなるわけでございますから、専売法を廃止したことによつて、従来専売法のもとにおいてしよる脳の生産を続けておつた方々に対して、補償措置を法律上当然に講ずる筋合いではないのでございまして、長い間、専売法のもとにおいて、しよる脳生産に従事してこられたこれらの業者の実態が非常に零細な企業であり、また設備等も非常に貧弱な状態でございますので、将来しよる脳の生産を続けていく、しよる脳産をますます発達させていくためには、この際、自由企業になる場合においては、自由競争に耐え得るような設備の合理化、近代化をはかる必要もございまして、近代化をはかる必要もございまして、また専売がなくなつた場合においては、将来生産をやめたいという方々も出て参りますので、そういう方々に対して、転業資金等を政策的に考へるべきではなからうかといふことからいたしまして、この法律の第六条による交付金の交付ということも定めたいわけでございます。

先ほど御説明した通りでございますが、それでは、なぜしよる脳専売法を廃止する法律を今出し、昨年出さなかつたかといふことでございますが、三十

五年の三月に専売制度調査会が答申を出しまして以来、その答申の線に沿って、しよろ脳専売法を廃止するかどうか、慎重に検討し、また業界の方々とも接触を保って参ったわけでございませう。そこで、今回提案することになつたわけでございませうが、その間、三十五年において、業界の方々の自発的ないろいろなやり方によりまして、しよろ脳生産を廃業された方が相当多数おるわけにございませう。そこで、これらの方々には三十四年度以前にしよろ脳専売事業を廃止した人たちは、いきさつが若干異なるのじやなからうかという御意見等もございませう。三十五年度中に廃業された方々に対しては、この法律とは別に、三十七年度の予算が成立いたしました場合においては、三十七年度の専売公社の予算の中で適当な措置を講じて参りたい、かように考へておられます。

○有馬(輝)委員 繰り返して言つて非常に恐縮なんですけれども、条件は全く同じなんです。今、大蔵省、専売公社の御配慮によりまして、最後の手を考へるといふ点については、私たちが敬意を表しているのです。ただ問題は、その条件は同じなのに、たまたま政府が三十六年度に出さなくて三十七年度に出した、それだけによつて、その手当といふもの—額の問題じやないのです、その取り上げ方に差があり過ぎるので私は問題にしておるわけです。しかし、これはせつかくの与党の理事の諸君、また皆さん方の御努力の経緯もありませんので、私はこれ以上申し上げませんけれども、やっぱり時期を選ぶ、この点については、ただ大蔵省なり専売公社の都合によつてというこ

とではなくて、この専売事業に長年従事してきた諸君の立場に立つてものを考へるといふことが、國の政治の眼目でなければならぬと私は思ふ。そういう意味で、今度はいささか配慮が足りなかつたのではなからうか、このように考へるわけにございませう。

○有馬(輝)委員 繰り返して言つて非常に恐縮なんですけれども、条件は全く同じなんです。今、大蔵省、専売公社の御配慮によりまして、最後の手を考へるといふ点については、私たちが敬意を表しているのです。ただ問題は、その条件は同じなのに、たまたま政府が三十六年度に出さなくて三十七年度に出した、それだけによつて、その手当といふもの—額の問題じやないのです、その取り上げ方に差があり過ぎるので私は問題にしておるわけです。しかし、これはせつかくの与党の理事の諸君、また皆さん方の御努力の経緯もありませんので、私はこれ以上申し上げませんけれども、やっぱり時期を選ぶ、この点については、ただ大蔵省なり専売公社の都合によつてというこ

第三点といたしまして、こういった問題が契機になりまして、塩あるいはたばこというふうな発展をするのではなからうか—まさかたばこまでではないと思ひますけれども、そういう懸念が非常にあるわけにございませう。言つて笑つて済ませなければそれまでのことですけれども、そういう点について、この際、関連させないのだという点をはつきり言明しておいていただきたい。この三つでございませう。総裁から御所見を伺いたいと思ひます。

○阪田説明員 ただいまお尋ねの点でございませうが、労務関係につきましても、お話のように、今回のしよろ脳専売法の廃止によりまして、しよろ脳関係の担当職員は仕事がなくなくなるわけにございませうが、公社の実情といたしましては、たばこその他関係の事業の伸張によりまして毎年多数の人をむしろ必要とするといったような状態になつておられますので、大体におきまして現在のしよろ脳関係従業員は配転という形になります。それによりまして、整理ということがなく、配転できるといふふうな考へておられます。勤務場所等の関係から新しい仕事を見つけていくことは非常にむずかしくなつてくるといったような向きも、ごく少数であります。あるかと思ひますが、できただけ努力いたしまして、そういう者につきましても不都合なことがないようになりやうと参りたい、かように考へておられます。そこで、今回のしよろ脳専売法の廃止の話がありまして、法案が提出されるという運びになりましたので、そういう事情だけは労働組合の方にも事前にお話ししてございませう。なお、この法案が通過いたしましたし、残

務整理等も終わりました。具体的に配転という問題が生じます。そういう段階におきましては、もちろん、具体的に労働組合とも十分に話し合ひをして措置をとつて参りたい、かように考へておるわけにございませう。

○有馬(輝)委員 配転のきかない者については努力するといふのは、はつきり生活保障だけは専売公社で責任を持つて考へていくといふことと、これは御答弁要りませんが、ぜひ御努力いただきたいと思ひます。それから谷川さん、どなたでもけっこうですが、町村と造林の契約をしておるものは全国でどのくらいあります。それからその措置についてどのよう考へておるか、それをお聞かせ願ひたい。

○谷川政府委員 公社が市町村と分取造林契約をやつておるものでございませうが、この市町村以外全体で面積が約四千町歩、林地の数が五百三十八でございませうが、その三分の一程度が市町村を相手に契約をしている分でございます。

○有馬(輝)委員 その町村の契約は今後はどうなるのですか。

○谷川政府委員 日本専売公社と市町村当局との間のクヌノキの分取契約でございませうが、しよろ脳専売が廃止に

なりまして、日本専売公社がその契約を引き継ぎ履行するといふことは適当でないと思はれますので、契約の相手方と十分御相談をいたしまして、その御了解を得て、たとへば鹿児島県のような場合におきましては、県当局が非常に熱意を持つておいてございませう。与党の先生方のお力もございませう。県当局が専売公社の肩がわりをしていただくといふことと、ございませう。またその他の県につきましても、できるだけ県当局あるいはその市町村が分取の半分を持ち分も買ひ取つていただくといふようなこととよく話し合ひを続けていきたいと思います。その理由は将来しよろ脳産業が地域的な産業として発展すべきものだと思はれますので、地域的な産業を育成、発展させるためには、県当局あるいは市町村がますます力を入れてやつていただく方が適當ではなからうかという観点に立ちまして、以上のようなことと話し合ひを進めて参りたい、かように考へておられます。

○有馬(輝)委員 約束の時間申しわけないので、二法律案を十分間といたしていただきます。一時までかへんさしていただきます。今市町村とよく話し合つていふこととありますが、買ひ取つてもらふなるといふことで最後までけつ毛まで抜いてしまふという量見がいけないのです。やはりそこら辺については、それこそ市町村の意向を重点に置いて十分話し合ひをしていただきたいと思ひます。

○谷川政府委員 これは専売公社総裁が契約の当事者でございませうので、大蔵省といたしまして、十分公社と御

相談をいたしましてやるつもりでございますが、できるだけ肩がわりをする相手方の立場も十分考へると同時に、国の財産権であるという立場につきましても、公平また合理的にできるだけ納得がいく線ですべて話し合いを続けたいと思っております。

○有馬(輝)委員 しよう脳はそれで終ります。

次に旅費について大蔵省にお伺いしたいのですが、今度大臣、政務次官、大蔵当局にえらい御努力をいただいて、旅費についての改正案を出していただいたわけですが、私最初にお伺いしたのは、形式的に引き上げたのか、実態に即応するように引き上げたのか、この点が非常にわからぬので、その点について大蔵省の考え方を伺いたい。

○谷村政府委員 御質問は、形式的に引き上げたが、実質的にどうかということでございますが、もとより中身もよくなるようにいたしたつもりでございます。

○有馬(輝)委員 あなた方は一等旅費をもちだして出かけていくからわからぬだろうと思つていただけども、交通公社の国の指定旅館の標準料金というのですが、あれが交通公社から出しているあれのうしろに載っておりますね。あれに及ばぬのがほとんど全部です。出張させておいて、自分で金を出して泊まらなければならぬ、こんなばかな旅行というものはありはしない。なぜ実態に即応するように引き上げなかつたのですか、せつかく引き上げたといつて……。

○谷村政府委員 実態がどの程度であるかということについてはいろいろな資料があるかと存じます。御指摘のようになりまして最近において見られるようになりまして、そういう状況をなすようになり、これは程度をどの程度にするかということについてはいろいろございしますが、お氣持に沿うように直したつもりでございます。

○有馬(輝)委員 だから私は言っていないから質問しているのです。あなた交通公社の時間表を見たことはありますか。氣持に沿うようになつていませぬか。

○谷村政府委員 全国のいろいろな旅館の宿泊料金を調べました上で、それはいいところをとればきりがありません。下の方をとるのも考えものでございまして、どの辺が適當であるかという点については、時間表の裏についております。あの標準料金がいかどうかというところは、これは一つの参考にもなりませんが、その他の資料も参考にして調べたところであらうふうにいいたしたわけでございます。

○有馬(輝)委員 一つの参考というよりも最もプロパーな参考なんです。そのりもそこに掲げてあるのは最低料金であつて、あんな部屋は一つか二つしかなくて、大がいのものと高くつてしまふ。女中部屋でも入り込まなければ、規定のこの旅費ではとても足りやせぬですよ。それで今度八段階、八段階あつたものを五段階に縮めたが、これは各等級によつて出料金が違つたわけではない、サービス料金が違つたわけではない。本来ならばこういつた機会を通じて最小限にこの等級差というものは縮めなければなら

ないのに、あえてまだ五段階残したその理由についてお伺いしたいと思います。

○谷村政府委員 確かにどの程度に日当あるいは宿泊料などにつきまして差を設けたらいいか、いつそこういう世の中だから差がない方がいいではないかというふうな御議論もございまして、常識的に考えまして、従来ありましたように、一等級から八等級までそれぞれについてこまかく分けるのは、これはいささかこま過ぎる、といつてこの際に全部べたにするのもどうであらうか、まあ適當にこの程度にしておくというところで御指摘のうちに五つかにしたわけであります。

○有馬(輝)委員 簡単に御伺いしたいと思つたのですが、一般旅費と赴任旅費です。段階が違つるのはどう理由ですか。

○谷村政府委員 赴任旅費の方につきましてはやはり実態に即して、多少の点を考へたわけでございます。一般的なものと區別をつけましたのは、種々の辺の状況を考へたわけでございます。

○有馬(輝)委員 女中部屋を出したからと言つていいかげんな答弁をしなされるな。実態に即して何で一般旅費と赴任旅費と違つたのです。いま一度御答弁願ひします。

○平井説明員 お答え申し上げます。一般の旅費の場合でございますと、確かに御指摘のように八等級が全部はらばらであつていいというほどのものでございませぬ。ある程度一般の民間会社の例から見まして、重役クラスあるいは部長クラス、課長クラス、役付クラス、平クラスというふうな程度の差になっております。そういうた

点を勘案いたしましたして、今回大臣クラスを加へまして五階級、一般には四階級になつておるわけでございます。ところが赴任旅費の問題になりますと、実の問題をいたしまして、そういう旅行の場合のように、一回限りあるいは一日、二日というふうな生活の問題ではございませぬ。それまでに積み重ねられた生活内容、それが世帯道具なりその他に反映いたして参つておるわけでございます。やはり長年の経験の差、家族構成の差等によりまして、実態の差がおのずからできておるといふことでございます。またそういった点を私ども財務局なりあるいは民間の調査等を通じて検討したわけでございますが、やはり赴任旅費については各等級について差を設けるのが適當であるという結論に達したのでございませぬ。

○有馬(輝)委員 あなた方の考えは、やはり国家公務員に対して職階制度というものを強引に押しつける、そういう前提意識があつてものを考へておる。やはりそういうことは根本的に考へ直さなければならぬ時期に来ておるのです。だからこの赴任旅費なんかにはそれが歴然として現れてくるので、赴任旅費の実績をどの程度見られたか。私の調べたところでは、現在の分よりも九〇%ぐらい引き上げなければ赤字を出す、そういう統計ができておるのです。

○平井説明員 赴任旅費の移転料の内容につきましては、具体的に各人別に考へます場合には、かなり世帯の内容その他により構成が違つております。必ずしも一律に何%程度の不足があるというとは論断できないことは御指摘の通りでございます。ただキロ

例別あるいは等級別にわれわれ七百例につきまして実態調査をいたしました結果といたしましては、大体こちらで提案いたしました程度に等級別の差をつけて出すのが適當であらうかと、うふりに感じた次第でございます。

○有馬(輝)委員 お約束の時間が参りましたので一言申し上げて終わりますが、大臣に——これは御答弁要りませぬ。今申し上げましたように、やはり等級によつて格つけしていこうという意識が先に立つて、実態に即しないような旅費法というものが現在まだこのようにして残つておる。この点については、私は何もべらぼうに引き上げろということをし申し上げておるのじゃなくて、実態に即応するように——これは目当についても同じですが、宿泊料についても、赴任旅費についても、そういう基本的な考え方をぜひ来年度の予算編成のときには考慮に入れていただきたい、このことを特に要望いたしておきます。

○小川委員長 これにて各件に対する質疑は終了いたしました。

○小川委員長 これより順次討論、採決に入ります。

まず、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について、討論に入ります。通告がありま

して実情に沿ったものとは言えませんが。国家公務員の業務努力を引き上げる意味におきましても、これはきわめて早い機会に実情に即するように改訂してしかるべきものであります。また今申し上げましたように、等級区分、これはもう一日も早くなくしていく、こういうことに御努力をいただきたいと思つております。さらにはまた目当におきましても、改正案では三百円になつておられますけれども、こういつたことでは、現在の物価高の情勢下におきまして、決して目当の名に値いするものではありませんし、そういう意味におきまして、この目当につきましても早急に考慮すべきである、こういう点から、今度の旅費法改正は、ただ単に改正をやつたという形式に終わつて、実情にそぐわないものであります。抜本的な改正を他日に期待する、こういう意味におきまして、今度の改正案につきましては、私どもとしてどういふ賛成しがい分野だけではありませんので、以上申し上げました点を強く要望いたしまして、私の反対の討論を終りたいと思つております。

○小川委員長 これにて討論は終局いたしました。
続いて採決に入ります。
採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。なお、他の二件につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。まず、しよる脳専究法を廃止する法

律案について採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めめるの件について採決いたします。お諮りいたします。本件を承認するに御異議ありませんか。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました各件に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○小川委員長 堀委員より発言を求められております。これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 大蔵省側に資料の要求をお願いいたします。現在政府が委嘱をしております各委員会の委員に出しております報酬、あるいは目当、あるいは実費弁償等について、全部の委員会と現在の支給の状況を一覽表にして出していただきたい、これが第一点。それから、当国会に参考人として御出席を願う人たちのやはり同様の、口

当であるか交通費であるか何かかわかりませんが、差し上げておるもの、要するに公務員以外で政府がそういう形で支払っておるものすべてについて、一つ資料として要求をいたします。

○小川委員長 次会は来たる二十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後一時九分散会

〔参照〕
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六八号）に関する報告書
しよる脳専究法を廃止する法律案（内閣提出第六五号）に関する報告書
地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めめるの件（内閣提出、承認第一号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第九号中正誤

ページ	行	誤	正
三四	八	有る場合	ある場合
三四	一〇	〔第十八條の二〕	〔第十八條第一項、第十八條の二〕
三四	一〇	〔第十八條の二〕	〔第十八條の二、第三十二條〕
三四	一〇	〔第十八條の二〕	〔第十八條の二、第三十二條〕
三三	八	この項又は次項	この項、次項又は第四項
三三	八	納付した、	納付された、
三三	七	納付すべき	納付されるべき
三二	二	前項又はこの項又は第四項	前項、この項又は第四項
三三	五	移入	移入及び移出
三三	六	当類	当該
三四	六	製造業又は販売業	製造業又は販売業
三四	六	において	において、
三四	六	あるのは、	あるのは、
三四	六	以後に	以後に、
三四	六	若しくは	若しくは保
三四	六	税地城から	税地城から
三四	六	トランプ類	トランプ類
三四	七	移入した場	移入されたもの
三四	七	合	を移した
三四	九	移入	移入
三四	九	移入	当該移出

第一類第五号

大蔵委员会議録第十四号

昭和三十七年二月二十三日

昭和三十七年二月二十七日印刷

昭和三十七年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局